

放送分野ガイドライン改正案に係る前回からの主な修正点

平成28年12月8日
事務局

前回からの主な修正点

前回第3回WG(11月24日)でいただいた御指摘を受けた修正点等は以下のとおり。

頁	条 項	修 正 点
P8	第2条第1項 (適用対象)	・ 解説について、本ガイドラインの適用関係を明確にするため、「受信者情報取扱事業者が、電気通信事業等において取得し、放送受信者等の個人情報として取得した情報ではない個人情報であって、放送受信者等の個人情報と同じIDで紐付けを行わない場合や異なるデータベースで管理を行うものについては、本ガイドラインの対象にならない。」旨の記載を追記。
P10	第3条第5号 (定義)	・ 規定について、視聴履歴の定義を定める第5号ただし書きの規定を「当該特定の日時の一ごとに個人情報を提供する本人の意図が明らかな場合を除く。」と修正し、視聴履歴の定義に含まれないものを明確化。
P13		・ 解説について、定義の修正に併せて記述の見直しを行うとともに、世帯で視聴するテレビについて、世帯の複数の構成員の視聴履歴が混在する場合であっても、放送受信者等の個人情報として保護の対象となることを追記。
P32 P111	2-13「本人の同意」 第35条第1項 (視聴履歴取得等に係る同意の取得)	・ 2-13「本人の同意」の解説について、視聴履歴の取得等に係る同意については、「7-2-1(視聴履歴取得等に係る同意の取得)を参照」としつつ、7-2-1(第35条第1項)の解説において、世帯の特定の者が同意した場合であっても、同意としては有効であることを追記。
P53	第11条 (安全管理措置)	・ 解説について、視聴履歴の取扱いに係る安全管理措置については、「7-1(視聴履歴の取扱い上の注意)を参照」という補足を追加。
P57	第14条 (受信機に記録された個人情報の管理)	・ 解説について、現行化のためハイブリッドキャスト、STBについての記述を追加する等、記述を修正。

前回からの主な修正点

頁	条 項	修 正 点
P108	第34条 (視聴履歴の取扱い上の注意)	<ul style="list-style-type: none">・ 見出しについて、「要配慮個人情報推知の禁止」から、「視聴履歴の取扱い上の注意」に修正。・ 解説について、本人の同意を得て要配慮個人情報を取得することができる旨を追記。・ 解説について、健康情報をテーマとする番組の視聴履歴を例に、要配慮個人情報の推知として問題にならない場合と、要配慮個人情報の推知として問題になる場合について補足を追加。・ 解説について、「要配慮個人情報を推知し、又は第三者に推知させることに該当しない事例」と「注意義務違反に該当する事例」を追記。
P111	第35条第2項 (視聴履歴取得等に係る同意)	<ul style="list-style-type: none">・ 規定について「放送受信者等による」を追加し、規定を明確化。